

通所系サービス共通 (介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション)

選択的サービス複数実施加算 (I) . . . **480**単位/月 (2種類実施)

選択的サービス複数実施加算 (II) . . . **700**単位/月 (3種類実施)

| | |
|-------------|--|
| 算定要件 | <p>利用者が介護予防通所介護または介護予防通所リハビリテーションの提供を受ける日に必ずいずれかの選択的サービスを実施していること</p> <p>(1) 運動器機能向上加算 . . . 225 単位 / 月 (2) 栄養改善加算 150 単位 / 月 (3) 口腔機能向上加算 150 単位 / 月 (4) (1) ~ (3) のうち、2種類を組み合わせて実施 . . . 480 単位 (5) (1) ~ (3) すべて実施 . . . 700 単位</p> <p>注意：(4) (5) を算定した場合には、(1) ~ (3) は算定不可</p> <p>1月につき、いずれかの選択的サービスを複数回実施していること</p> |
|-------------|--|

○選択的サービスとは、運動器機能向上サービス、栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービスをいう

○選択的サービス複数実施加算 (I) については、選択的サービスのうち2種類、選択的サービス実施加算 (II) については、3種類実施した場合に算定する

事業所評価加算 . . . **120**単位/月

事業所評価加算は、選択的サービス (運動器機能、栄養改善、口腔機能向上の各サービス) を行う介護予防通所サービス事業所について、効果的なサービス提供を評価する観点から、評価対象となる期間 (各年1月1日から12月31日までの期間) において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に対象となる。

次のすべての要件に適合している指定介護予防通所介護事業所または指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、評価対象期間 (加算を算定する年度の前年) の次の年度内に限り1月につき120単位加算する。

〈算定要件〉

- ・月平均の利用者数が運営規定の利用定員を超えていないこと
- ・人員基準に定める従業員の員数を確保していること
- ・利用実人員数が10人以上であること
- ・選択的サービス実施率が60%以上であること (算出式①)
- ・評価基準値が0.7以上であること (算出式②)

〈算出式〉

$$\textcircled{1} \frac{\text{評価対象期間内に選択的サービスを利用した者の数}}{\text{評価対象期間内に介護予防通所介護または
介護予防通所リハビリテーションをそれぞれ利用した者の数}} \geq 0.6$$

$$\textcircled{2} \frac{\text{要支援状態区分の維持者数} + \text{改善者数} \times 2}{\text{評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービスまたは
口腔機能向上サービスを3ヶ月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数}} \geq 0.7$$